

2025年度 キャリアデザイン学部キャリアアップ奨励金 募 集 案 内

キャリアデザイン学部キャリアアップ奨励金制度は、学生自らがチャレンジする学習活動のうち、本学部の教育目的に合致し、特に意義があると認められる活動を支援するために設けられたキャリアデザイン学部独自の制度です。

制度の趣旨をよく理解したうえで、学生のみなさんが積極的に活用することを期待します。

2025年6月

第1章. キャリアアップ奨励金とは？

◎奨励金の種類

本奨励金は次の(1)【A】【B】、(2)の区分により給付します。

(1)講座受講奨励金

学生が、本学部の教育目的に合致し、特に意義があると判断される教育・研修機関等の講座・コース・プログラム等を修了した場合に、その受講料等の全部または一部を補助します。

【A】講座区分Aに該当する講座

本学部が、学部生へ特に取得をおススメしたい資格に関する講座です。

対象資格は「第2章 おススメ資格・講座～自らのキャリアデザインに向けて～」をよく読み、確認して下さい(**対象資格名を赤字で記載し、黄色でハイライトをつけています**)。「ビジネス・会社系」「心理・カウンセリング系」「社会人ベーシックスキル講座」の3つに分類して紹介しています。

この区分に該当する講座については、1講座 20 万円を支給上限とします。

【B】講座区分 B に該当する講座

講座区分 A 以外の資格等に関する講座です。1講座5万円を支給上限とします。

*法政大学自主マスコミ講座については、1 つの年度(※)に受講した自主マスコミ講座を1講座として取り扱います。1年度で 5 万円を超過する部分についての補助はありません。

※ 同じ年度の春季講座～秋季講座～春季特別講習までを 1 年度とします。

*過年度分の受講料も申請可能ですが、上記基準で上限を計算します。

春季特別講習は次年度に申請することになると思いますが、同年度の春季・秋季講座をすでに申請済みの場合は、それらと合計して 5 万円を超えた分は支給されません。

(2) 資格受験奨励金

学生が、本学部の教育目的に合致し、特に意義があると判断される資格を取得した場合に、その受験料等の全部または一部を補助します(ただし、1試験2万円を上限とします)。講座に対する補助と異なり、資格の種類による補助上限の違いはありません。

◎給付対象講座・資格等の種類

(1) 講座区分 A に該当する講座への講座受講奨励金

「第2章 おススメ資格・講座～自らのキャリアデザインに向けて～」を確認して下さい。

(2) 講座区分 B に該当する講座への講座受講奨励金、及び資格受験奨励金

申請後、本学部就職委員会が審査し、支給対象とするか否かを判断します。ただし、

- ・語学系の講座・資格
 - ・公務員・教員等の採用試験対策講座
 - ・通信教育講座全般
- これらは原則として対象外です。

事前に給付の対象になるか確認したい場合は、**2025年12月5日(金)**までにキャリアデザイン学部事務室へ相談してください。

※事後に審査するという給付制度の性質上、本奨励金が支給されなくとも経済的に問題のない範囲で受講・受験計画を立てるようにしてください。

◎給付対象講座・資格等の修了・修得時期

今年度奨励金の対象となるものは、次の期間に修了又は修得したものに限りします。

(1) 給付対象となる講座については、入学後に開始し **2026年1月16日(金)**までに修了したもの

(2) 給付対象となる資格については、**2025年1月18(土)～2026年1月16日(金)**までに取得したもの

*2026年1月17日(土)以降に修了した講座や取得した資格については、本制度の内容変更により支給対象外となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

第2章. おススメ資格・講座 ～自らのキャリアデザインに向けて～

(1) ビジネス・会社系

「士業」:(しぎょう、さむらいぎょう)とは、日本における名称末尾に「士」の字を用いる職業(弁護士、司法書士等)の俗称です。医師、薬剤師など「師」の字を持つ職業を含め、土師業(師士業、ししぎょう)とも呼ばれることもあります。



「八士業」

	士業	監督官庁	仕事内容
1	弁護士	なし・日本弁護士会連合会による自治	訴訟手続など法律事務全般
2	弁理士	特許庁	特許等に関する特許庁などの機関への手続代理など
3	司法書士	法務省	登記代理、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類作成、簡裁代理業務など
4	土地家屋調査士	法務省	表示登記申請代理など
5	海事代理士	国土交通省	海事に関する行政機関への申請、届出、登記その他の手続代理など
6	税理士	国税庁	税務代理など
7	社会保険労務士	厚生労働省	労働社会保険諸法令に基づく申請代理など
8	行政書士	総務省（都道府県知事）	官公署に提出する書類の作成、権利義務・事実証明に関する書類の作成など

独立系の資格です。将来の独立準備のために、これらの資格を視野に入れてもよいですが、ビジネス系の資格は、独立だけが資格の役割ではありません。多くの会社員は、仕事の内容に合わせて資格を取得しています。

人事部・総務部×社会保険労務士
経理部×税理士

大学時代に、ほんとに頑張ったこととして「資格を目指してがんばった！」と言えること、就職活動にも役立つかもしれません。

まず、キャリアデザイン学部と関係が深いのは、労働・社会保険の問題の専門家である「**社会保険労務士**」です。また、会計の資格もビジネス分析、ビジネスの仕事には欠かすことはできません。

つまり、雇われても仕事に役立ち、独立しても仕事に役立つ。最初は会社員、10年後に独立というキャリアデザインも視野に入ってきます。

また、いきなり士業は難しい。仕事に役立つかも、一つぐらいスキルを身に着けたいという学生もウェルカムです。

特に、昇給から上級まで会計は幅広く資格講座が設定されています。まずは、簿記 3 級あたりから狙ってみてはどうでしょうか。

会計系資格講座

簿記検定試験対策 (1 級・2 級・**3 級**)

税理士試験対策 (簿記論／財務諸表論／法人税)

公認会計士入門

※公認会計士は、企業の監査と会計を専門分野とする国家資格を持つ職種です。

この他には様々なビジネス系資格があります。キャリアデザイン学部にお勧めなのは、**ファイナンシャル・プランナー(FP)**という資格です。FP とは、一人ひとりの将来の夢や目標に対して、お金の面で様々な悩みをサポートし、その解決策をアドバイスする専門家です。

○金融・不動産系資格

FP(ファイナンシャルプランナー)技能検定、証券外務員試験、中小企業診断士、宅地建物取引士

○法律系資格

行政書士試験、知的財産管理技能検定、実務法務検定

講座の探し方

TAC や**大原**などの資格試験予備校には、上記の検定・資格講座があります。他の資格講座もたくさんありますが、**法政大学内の高度会計人育成センター「会計専門職講座」**はお得です。

<https://www.hosei.ac.jp/careercenter/kaikeijin/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

資格の学校 TAC

<https://www.tac-school.co.jp/index.html>

資格の大原

<https://www.o-hara.jp/>

(2)心理・カウンセリング系

心理・カウンセリングの資格の中でも、公認心理師、臨床心理士、認定心理士の3つは基本的に大学、大学院で心理学を専攻し修了することが条件になっています。産業カウンセラーやキャリアコンサルタントの資格は養成講座を修了して資格試験に合格すれば取得できます。誰でも独学で試験に合格するだけで取得できる資格としては、心理学検定とメンタルヘルス・マネジメント検定試験があります。心理・カウンセリング系の資格は、会社の中でも人事・総務などスタッフ系の仕事に興味関心があり、いつかそうした仕事に就いてみたいと思う人には、役立つでしょう。

○心理系検定

心理学検定 試験科目は心理学に関する以下のような10科目(学習／認知・知覚、発達・教育、臨床・障害、産業・組織、犯罪・非行など)で、合格した科目数によって2級、1級、特1級に分かれています。心理学全般についての一定の知識があることを証明するものなので、心理学に興味のある人にとってはモチベーションにもなるでしょう。

心理学検定

<https://jupaken.jp/about/psychology.html>

メンタルヘルス・マネジメント検定試験

働く人のストレスや心の不調に対して個人と組織がどうやってマネジメントしていくか、メンタルヘルスケアについての知識や対処方法を習得するものです。一般社員向けⅢ種(セルフケアコース)の他、管理職Ⅱ種(ラインケアコース)、人事労務、経営者向けⅠ種(マスターコース)に分かれています。

メンタルヘルス・マネジメント検定試験

<https://www.mental-health.ne.jp/about/>

○カウンセリング系資格

キャリアデザイン学部でカウンセリングに興味があり、仕事に活かしたいと考えている人におすすめなのは以下の2つです。キャリアコンサルタントは働き方、生き方を考えるための理論や社会経済の動向などの知識も学びます。産業カウンセラーはそれらに加えて、ロールプレイによる傾聴共感のカウンセリング技術のトレーニングが充実しています。

キャリアコンサルタント(国家資格)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant01.html

<https://www.career-shiken.org/>

産業カウンセラー

https://www.counselor.or.jp/portals/0/e-learning/?utm_source=honbu&utm_medium=banner&utm_campaign=2021

(3)社会人ベーシックスキル講座

どんな就職先でも必要な社会人スキルは、何でしょうか？ ここに大事な2つを挙げます。

1つは、ITです。接客だろうと、人と関わる仕事だろうと、今やどんな仕事でも必要です。ベーシックな知識や技術を身に付けておくことは大切です。

なかでも、数あるIT系資格のうち、おススメなのが「ITパスポート」です。正式には「ITパスポート試験」といい、通称は「iパス(アイパス)」です。

他のIT系資格と明らかに違う特徴は、国家資格であることです。

頻繁に試験が実施されています。何度も挑戦できます。

ITのスキルを高めたい、努力を資格として形にしたい、という学生は、チャレンジすることをおススメします。

詳しくは、ITパスポート試験(<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html>)を参照してください。

もう1つ、どんな就職先でも必要とされるスキルは、対人スキルです。つまり、他者に良い印象を与えるスキルです。

社会では、あなたの仕事ぶりだけでなく、振舞いや態度、話し方等、総合的な印象で評価が変わってきます。

数ある資格の中でオススメなのは「秘書検定」です。

「秘書検定」という名称ですが、何も秘書になることに特化した試験ではありません。どんな仕事にも関係する知識や技術が対象です。対人スキルを勉強したい人は、チャレンジしてみるとよいでしょう。

3級、2級、準1級、1級と段階別に設定されています。主催は、実務技能検定協会(公益財団法人)です。

詳しくは、秘書検定(<https://jitsumu-kentei.jp/HS/index>)を参照してください。

第3章. 出願資格及び出願手続きについて

◎出願資格

キャリアデザイン学部在学学生で、本奨励金の給付対象となる講座・資格等を修了若しくは取得した者となります。ただし、休学中の者や当該年度に留級している者は除きます。

◎奨励金給付についての注意点

以下の点をご了解のうえ、出願してください。

- (1) 奨励金給付の採否並びに給付額は、本学部教授会において申請件数や内容等を審査のうえ決定しますので、必ずしも申請金額の全額(または補助金額の最高額)が給付されるわけではありません。
- (2) 講座・資格とも、それぞれ複数件申請することができますが、その場合、申請した全ての講座・資格について採用されるとは限りません。
- (3) 過去に給付された学生については、今回の申請状況によっては採用されない場合もあります。
- (4) 給付の決定については、全ての申請において3月下旬に通知をもってお知らせします。
- (5) 給付金の振込は、3月末の予定です。

◎出願手続き

(1)提出書類

本奨励金の給付を希望する者は、講座修了または資格取得後、次の書類を提出してください。

・【キャリアアップ奨励金】給付申請書

振込先金融機関の支店番号、口座番号が記載されているキャッシュカードのコピーを、所定箇所に貼り付けること

・講座・資格等の受講料等または受験料等の支払いを証明する書類の原本(※)

金額・日付・支払先が明記された領収証等

※インターネット上で発行・出力された領収書についても、正規の領収書(原本)として取り扱います。

・講座の修了を証明する書類(講座修了証等)または資格の取得を証明する書類(合格証等)のコピー

(※)注意1

法政大学キャリアセンターの割引提携講座の領収証、講座修了証等については、受講先の専門学校等に直接発行の依頼をしてください。法政大学自主マスコミ講座については証憑書類の提出は不要ですが、後日学部より自主マスコミ講座に対し受講状況を照会します。

(※)注意2

講座・資格等を修了(取得)しているが、申請期日までに修了(取得)したことを証明する書類が提出できない場合は、講座・資格等を受講・受験したことを確認できる書類(申込書、受験票、合格通知等)を提出すれば、申請は可能です。ただし、後日必ず講座・資格等の修了(取得)したことを証明する書類を提出してください。奨励金給付が決定していても、これらの書類の提出がないと奨励金は給付されませんので、速やかにご提出ください。(いずれもコピーで構いません。)

証明書類は申請手続きの際に必ず必要になりますので、大切に保管しておいてください。

(2)提出期日

講座受講修了日・資格取得日	【奨励金給付申請書】提出期間
講座:入学時～2026.1.16(金) 資格:2025.1.18(土)～2026.1.16(金)	～2026.1.16 (金)

提出期間を必ず守ってください。期日を過ぎた場合は、原則として受理しません。

(3)提出先

キャリアデザイン学部窓口(大内山校舎1階)

以 上